

太田市民間保育園施設耐震診断促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育園施設の耐震化を促進することを目的に、太田市民間保育園施設耐震診断促進費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、民間保育園の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、昭和56年5月31日以前に建築又は着工された建築物（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所に限る。）のうち耐震診断を実施していない建築物（延べ面積が200平方メートルを超えるものに限る。）に関する耐震診断とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、一級建築士が当該各号に定める基準により行う耐震診断に要する経費とする。ただし、非木造建築物については、群馬県建築構造技術センターにおける建築物耐震診断判定委員会による判定を受けるものとする。

- (1) 鉄筋コンクリート造の建築物 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）の第2次診断による。ただし、対象建築物の崩壊形式等により第3次診断を実施する必要がある場合は、第2次診断と併せて実施する。
- (2) 鉄骨造の建築物 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。
- (3) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説（一般財団法人日本建築防災協会発行）の第2次診断又は第3次診断による。
- (4) 木造、壁式鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造等の建築物 国土交通省告示（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づく耐震診断方法による。
- (5) 補強コンクリートブロック造等国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断をできない建築物 国土交通省告示同等以上の耐震性能を把握する方法により診断を行い、かつ、公的機関による診断内容の確認等による。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1の額又は次の区分により算出した額のうちいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 延べ面積が500平方メートル以下の建築物延べ面積1平方メートルにつき1,000を乗じて得た額に50万円を加えた額の3分の1の額
- (2) 延べ面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物延べ面積1平方メートルにつき2,000を乗じて得た額の3分の1の額
- (3) 延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物平方メートルを単位として算定した延べ面積から1,000を減じた数に1,500を乗じた額に200万円を加えて得た額の3分の1の額

(補助金の返還等)

第6条 市長は、交付した補助金に剰余金が生じたときは、補助金を交付した者に対し、剰余金の返還を求めることができる。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月1日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた者については、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月14日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

2 この要綱による改正後の太田市民間保育園施設耐震診断促進費補助金交付要綱第4条の規定は、令和5年4月1日から適用する。